

第4回
流山市まちづくり条例に係る検討委員会
事例集

平成22年10月29日
流山市

1、都市計画制度 用途地域(基礎的な土地利用制限)

用途地域	用途の制限	建ぺい率	容積率	高さ(絶対高制限)	高さ(斜線制限)	敷地面積	壁面後退
第一種低層住居専用地域				10又は12m			
第二種低層住居専用地域							
第一種中高層住居専用地域							
第二種中高層住居専用地域							
第一種住居地域							
第二種住居地域							
準住居地域							
近隣商業地域							
商業地域							
準工業地域							
工業地域							
工業専用地域							
無指定地域							

流山市で指定されているもの
 : 必須、 : 選択

2、他の地域地区
(用途地域に重ねて指定できる)

地域地区制度		制限内容	備考
高度地区	絶対高制限型	建築物の高さ(絶対高)制限を定める	例: 船橋市では、20m、31mがそれぞれ指定されている
	斜線制限型	建築物の各部分の高さ(斜線制限)を定める	流山市: 第一種高度地区、第二種高度地区
特別用途地区		建築物の用途を制限し、又は緩和する制度	例: 一定規模以上の商業施設を制限する、建築物の1階部分を商店とすることを義務づける等
景観地区		建築物の形態意匠、高さ、壁面の位置、敷地面積の最低限度を定める	例: 芦屋市では、全域が景観地区として指定されている
その他		その他、特定容積率適用地区、高層住居誘導地区、緑地保全地域、特別緑地保全地区、緑化地域等がある	

3、高度地区、特別用途地区

三鷹市高度地区と特別用途地区

高度地区

高度地区とは、用途地域内の市街地の環境を維持し、又は土地利用の増進を図るため建築物の高さの最高限度又は最低限度を定める地区のことです。

都市計画を定める者

三鷹市(市町村)

住環境の保護や良好な都市景観の形成を図るため、建物の高さに一定のルールを設け「建築物の高さの最高限度」を25mと35mで指定しています。(平成16年6月24日都市計画決定)

これにより、建築物を新築や建替えする場合に、建築物の高さの最高限度を超えて建築することはできません。すでに高さの最高限度を超えている建築物の建替えについては、市長が別に定める基準に適合する建築物について、一定の割合を超えない範囲で、特例として建替えを許可する場合があります。

建築物の高さの最高限度(絶対高さ)を定める区域の拡大に伴い特例許可運用基準を定めました。

三鷹市では、平成16年6月下旬告示予定の用途地域等の見直しにおいて、従来、第一種低層住居専用地域内に定めていた絶対高さについて、より良い住環境の形成や良好な都市景観の形成のために市街地の特性に応じて絶対高さを定める区域を拡大することといたしました。

これにより、告示日(=基準日)以降は指定区域ごとに建築物の高さが制限されることとなりますが、既存不適格建築物の建替え等に際し、高さ制限の規制に適合させることが著しく困難であり、かつ周囲への影響が同程度であるものについては、一定の範囲内で高さを超えることができる特例許可の運用基準を定めましたのでお知らせします。

(三鷹市)高度地区に係る許可による特例の運用基準

(目的)

第1条 この基準は、三鷹都市計画高度地区の変更の規定する許可による特例許可の運用について必要な事項を定めることにより、土地利用の公平性及び透明性を図り、もって良好な市街地環境の保全に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 都市施設 都市計画法(昭和43年法律第100号)第11条第1項各号に掲げる施設をいう。
- (2) 建築物等 建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物及び同条第2号に規定する特殊建築物をいう。
- (3) 既存不適格建築物 高度地区の変更の適用に際し、現に存する建築物又は工事中の建築物であって、当該規定に適合しない部分を有するものをいう。
- (4) 改築 建築物の全部若しくは一部を除却し、又はこれらが災害等によって滅失した後、引き続き用途が変わらず、規模及び構造が従前と著しく異なるない建築物を建てることをいう。
- (5) 増築 既存建築物の床面積を増加させる建築をいう。
- (6) 建替え 現に存する建築物を除却し、同一敷地内に建築物を新築することをいう。
- (7) 特例許可 高度地区の規定にかかわらず公益上やむを得ない場合又は周囲の状況により環境上支障がないと認められる場合若しくは土地利用上やむを得ないと認められる場合に、特例的に建築審査会の同意を得て特定行政庁が行う許可をいう。

(特例許可の対象建築物)

第3条 特例許可の対象建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 都市施設及び都市施設と不可分の関係となる建築物等
- (2) 三鷹都市計画高度地区内の既存不適格建築物
- (3) その他市長が公益上必要と認める建築物等

(対象建築物の特例許可の基準)

第4条 前条に規定する対象建築物の増築、改築又は建替えについての特例許可の基準は、次に該当するものとする。

- (1) 交通、安全、防火及び衛生上支障なく、周辺環境に配慮したものであること。
- (2) **三鷹市まちづくり条例**(平成8年三鷹市条例第5号。以下「条例」という。)第24条第1項に規定する開発事業(条例第31条第1項に規定する特定開発事業を含む。以下「開発事業」という。)に該当するもので、条例第37条の規定による同意を得たものであること。

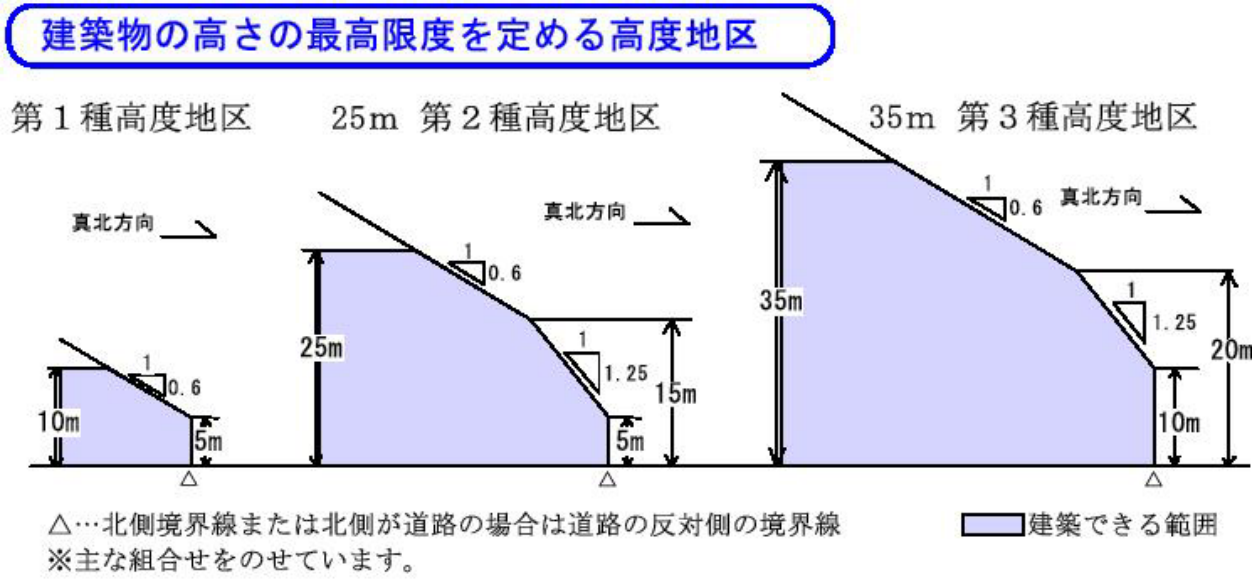
2 増築及び改築についての特例許可の基準は、高度地区の変更で定める建築物の高さの最高限度を超えないものであること。ただし、維持、修繕等に係る増築又は改築で、やむを得ないと市長が認めるものは、増築又は改築前の建築物の高さの最高限度を超えないものであること。

3 既存不適格建築物の建替えにあっては、高度地区の規制に適合させることが著しく困難であり、かつ、建替え前と比較して周囲への影響が同程度又は改善される建替えであると認められる場合は、既存不適格建築物が高度地区の変更で定める建築物の高さの最高限度を超えている高さの二分の一の範囲内で、最高限度を超えて特例許可することができる。ただし、次の要件を満たすものに限る。

(1) 建替え後の当該規定に適合しない部分の日影面積は、建替え前の建築物における当該規定に適合しない部分の日影面積を超えないものであること。

(委任)

第5条 この基準に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。



(三鷹市)特別用途地区

作成・発信部署: [都市整備部 まちづくり推進課](#)

公開日: 2008年7月31日 最終更新日: 2009年3月9日

特別用途地区とは、用途地域内の一定の地区において当該地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護等の特別な目的の実現を図るために用途地域の指定を補完する制度で、その目的によって制限を強化する場合と緩和する場合があります。

都市計画を定める者

三鷹市(市町村)

特別用途地区の種類

三鷹市では、特別商業活性化地区、特別都市型産業等育成地区、特別文教・研究地区、特別住工共生地区の4種類が定められています。

[特別商業活性化地区](#)

[特別都市型産業等育成地区](#)

[特別文教・研究地区](#)

[特別住工共生地区](#)

建築制限等に関する条例

建築物の制限に係る事項の実効性を担保するため、それぞれの特別用途地区について、建築基準法第49条に基づき、「建築物の制限に関する条例」を制定しました。

三鷹市特別商業活性化地区内における建築制限に関する条例

三鷹市特別都市型産業等育成地区内における建築制限に関する条例

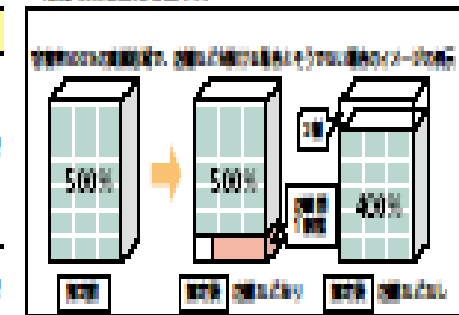
三鷹市特別文教・研究地区内における建築制限に関する条例

三鷹市特別住工共生地区内における建築制限の緩和等に関する条例

▼特別用途地区の都市計画決定

用途地域	区分	面積 (㎡)	用途地域 (都市計画)	備考
特別商業活性化地区	第一種	28,110	第一種商業地区	
	第二種	5,110	第二種商業地区	
特別都市型産業等育成地区	第一種	12,110	第一種産業地区	
	第二種	12,110	第二種産業地区	
特別文教・研究地区	第一種	12,110	第一種文教地区	
	第二種	12,110	第二種文教地区	
特別住工共生地区	第一種	12,110	第一種住工共生地区	
	第二種	12,110	第二種住工共生地区	
計		100,000		

▼特別商業活性化地区の例



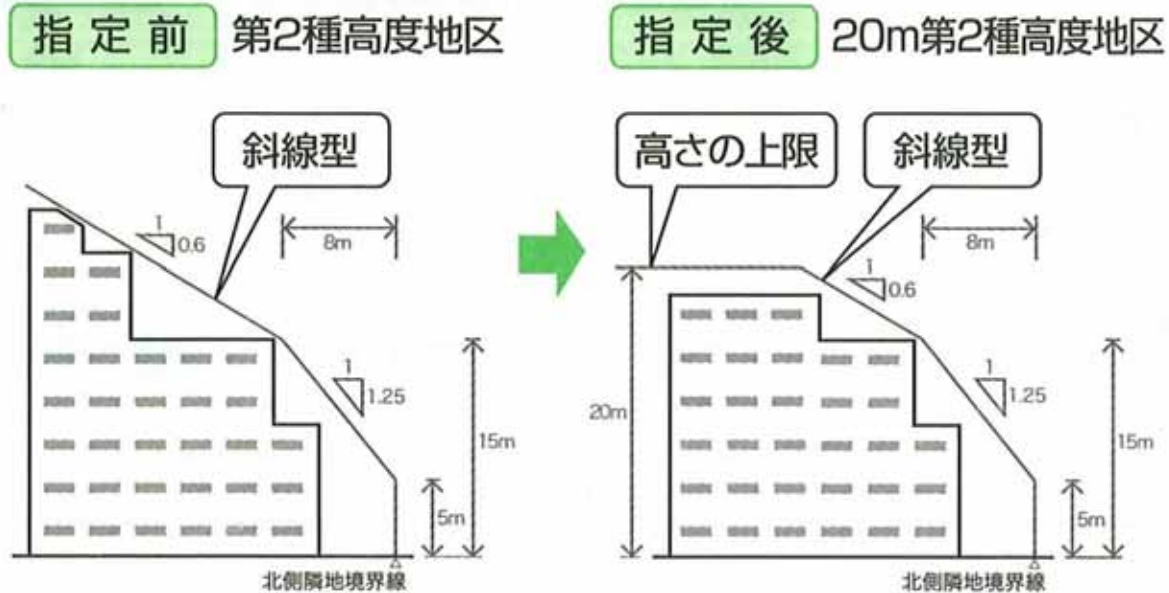
特別文教・研究地区(第一種中高層住居専用地域の一部)併設用途

	用途	内容
公共施設・病院・学校等	学校	学校(大学、高等専門学校、専修学校、各種学校、学生寮及び教職員住宅を含む。)その他これに類するもの
	図書館等	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの
	公益上必要な施設	税務署、警察署、保健所、消防署、地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に定める第一種電気通信事業者がその事業の用に供する施設で国土交通大臣が指定するものその他これらに類するもの
	病院・診療所	病院、診療所その他これらに類するもの
	福祉施設	児童福祉施設、助産所、身体障害者更生援護施設(補装具製作施設及び視聴覚障害者情報提供施設を除く。)、精神障害者社会復帰施設、保護施設(医療保護施設を除く。)、婦人保護施設、知的障害者援護施設、老人福祉施設、老人ホーム、介護保険施設その他これらに類するもの
事務所	学習塾等	学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの
その他		その他特に市長が必要と認めるもの

練馬区高度地区

この斜線型の制限に加えて、今回新たに建築物の高さの上限を定めました。

(例) 高さの最高限度を20mに指定した地区の場合



練馬区における高度地区の特例運用の特徴

1) 質的評価による判断

一律の数値による技術的基準への適合だけでなく、地区特性や周辺環境を踏まえた質的な評価を行う。

2) 評価部会を設置

都市計画審議会へ意見を聞く仕組みとした。

都市計画審議会は専門的な部会を設置し、評価を行うこととした。

3) 練馬区まちづくり条例と連携

まちづくり条例に基づく大規模建築物の手続きと連携し、許可の事前手続きを進める。

4、緑化地域(横浜市の事例)

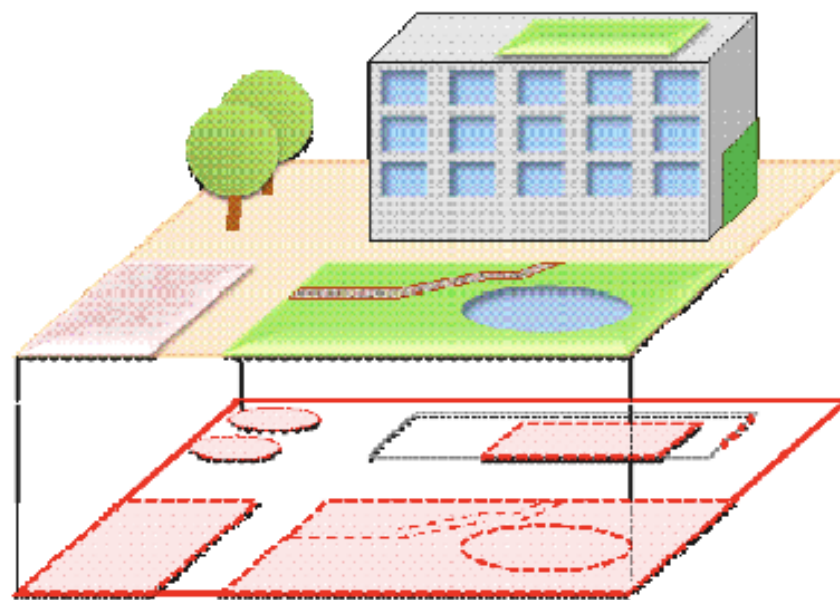
- 緑化率の算出の仕方

緑化施設の面積(緑化面積)の敷地面積に対する割合が、緑化率の最低限度以上であること。

$$\left[\frac{\text{緑化面積}}{\text{敷地面積}} \times 100\% \geq \text{緑化率の最低限度} \right] \text{であれば適合}$$

- 緑化面積に算出できる緑化施設

壁面緑化、樹木、芝等、花壇等、水流等、園路等が緑化面積に算出できる緑化施設です。



5、日野市 生産緑地地区の追加指定について

生産緑地地区の追加指定について

市では平成14年5月に策定した日野市生産緑地地区追加指定に関する基本方針・指定基準に基づき、市内農地の保全、良好な営農環境の拡充を図るため、生産緑地地区の追加指定を積極的に行っています。

生産緑地地区とは

市街化区域内にある農地の緑地機能を活かし、計画的、永続的に保全することで、豊かな都市環境を形成しようとする都市計画上の制度です。

生産緑地地区の役割

農業では…意欲的な農業者が安心して農業を継続できる
市民生活では…安らぎと健康を保つためのオープンスペース
防災では…火災延焼防止機能、避難路・避難所機能

追加指定の経緯

生産緑地地区の指定は、農業者から強い要望が寄せられていました。また、市民からも同時に“緑と調和したまちづくり”や“残り少ない農地の計画的な保全”が求められていました。

市ではこれらの要望を踏まえ、日野市農業基本条例で市の方向付けをしてきました。さらに、市民参画で策定された「みどりの基本計画」や「都市計画マスタープラン」で、生産緑地地区の都市計画的な位置付けができたことを受けて、平成14年、当初指定から10年ぶりに追加指定を開始しました。

日野市農業基本条例・農業振興計画では

市民と自然が共生する農あるまちづくりを構築
農地の保全
生産緑地の追加指定の継続

日野いいプラン2010では

農あるまちづくりを進める
農地と用水を計画的にまちづくりにいかす
今ある農地を次の世代に残していこう

みどりの基本計画・都市計画マスタープランでは

生産緑地地区の保全及び拡充
「農の拠点・骨格軸」の保全
環境保全・防災機能を持つ農地の保全と継承

農地の減少の食い止めに

日野市の場合、生産緑地地区は市街化区域内の農地の約2分の1を占めていますが、平均で年に1ha減少しています。一方、その他の宅地化農地は年に7haも減少しており、生産緑地地区の指定により都市農地の減少がくい止められています。

指定要件

良好な生活環境確保に効果があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適していること

面積が一団で500平方メートル以上の農地であること
農業の継続が可能であること など

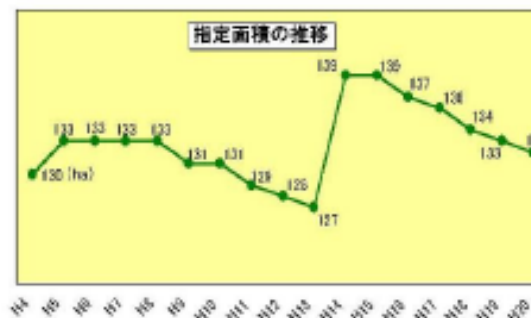
詳細はご相談ください

審査受付

期間 8月2日(月曜)から8月16日(月曜)まで(受付終了しました)

場所 市役所3階 都市計画課窓口(土日を除く)

申請書は市役所3階都市計画課及び東京南農業協同組合本店、日野支店及び七生支店にて配布しています。



6、まちづくり条例で定められている例

目的、理念	条例の目的や理念を定める。
計画	何を実現するための条例であるか明確にするため、まちづくり計画等の方針を定め、その策定手続を定める。
土地取引	土地取引にあたって事前又は事後に届出を義務付け、公表する。
開発の手続や基準	条例で開発等の対象を規定し、協議や審査の手続や、基準（適合基準、協議基準等）を定める。
地区まちづくり	地区の単位で住民によるまちづくりが推進されうように、協議会の設置、計画の策定や公定化、計画の実現方策等を定める。
まちづくり提案	市民によるまちづくりに関する提案が可能な仕組みを定める。
都市計画法等の委任事項	都市計画の手続、都市計画提案、地区計画の手続（申し出も含む）、建築協定の手続などについて、法に基づいて定める。
まちづくり支援制度	市民によるまちづくりが積極的に行われるように様々な支援制度を定める。
組織	条例に基づいた審査等を行うため「まちづくり審査会」等の組織を設ける。
実効性の確保	条例の実効性を確保するため、勧告、命令、公表、罰則等の仕組みを定める。
その他	条例の運用状況の報告、必要な場合の改正等の措置などを定める。

7、まちづくり条例の事例

	練馬区	国分寺市	世田谷区	改定案	白井市	真鶴町
1、理念						
2、マスタープラン						
策定手続						
内容						
整合原則						
3、開発、建築の手続と基準						
土地取引の届出公表						
開発建築協議制度						
開発や建築の基準						
4、都市計画手続の付加						
5、市民参加のまちづくり						
都市計画提案						
まちづくり提案						
地区まちづくり						
地区計画の提案、手続						
その他						
6、他の制度						
まちづくり支援						
開発調整制度						
7、第三者機関						
8、まちづくり支援組織						
9、雑則、公表、罰則						

9、府中市まちづくり条例(土地取引の届出)

第4章 大規模土地取引行為の届出

(大規模土地取引行為の届出)

第15条 5,000平方メートル以上の土地に関する所有権、地上権若しくは賃借権又はこれらの権利の取得を目的とする権利(以下「土地に関する権利」という。)の移転又は設定(対価を得て行われる移転又は設定に限る。)を行う契約(予約を含む。以下「大規模土地取引行為」という。)を締結して土地に関する権利を移転しようとする者は、大規模土地取引行為の日の6月前までに、規則で定めるところにより、その内容を市長に届け出なければならない。

(大規模土地取引行為の届出に対する助言)

第16条 市長は、前条の規定による届出があった場合は、まちづくり方針及び地域別まちづくり方針に照らし、当該届出に係る事項について助言を行うことができる。

2 市長は、前項の助言を行おうとする場合は、審査会の意見を聴かななければならない。

10、狛江市まちづくり条例(開発調整制度)

(調整会の開催請求)

第41条 近隣住民は、開発等事業について事業者と協議し、合意を形成することを目的として、市長に対し、委員会に次条に規定する調整会の開催を要請するよう求めることができる。

2 前項の求めは、第29条第3項の公告の日の後、事業協定が締結される前に行わなければならない。

3 事業者は、第29条第1項の協議が整わないとき、又は近隣住民との合意が困難なときは、市長に対し、委員会に調整会の開催を要請するよう求めることができる。

4 市長は、第1項又は前項の求めを受けたときは、委員会に対し、調整会の開催を要請するものとする。

5 市長は、本条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、委員会に対し、調整会の開催を要請することができる。

(調整会)

第42条 委員会は、前条第4項又は第5項の要請を受けたときは、その委員の中から、調整会の委員3名以上を選出し、調整会を開催するものとする。

2 調整会は、近隣住民、事業者、市長その他の関係人又はこれらの者の代理人の出席を求めて、公開による口頭審理を行うものとする。

3 調整会は、市民及び有識者等に対し、調整会において、開発等事業について、意見を陳述し、又は情報を提供することを求めることができる。

4 調整会は、近隣住民、事業者及び市長に対し、必要な助言、あっ旋又は勧告を行うことができる。

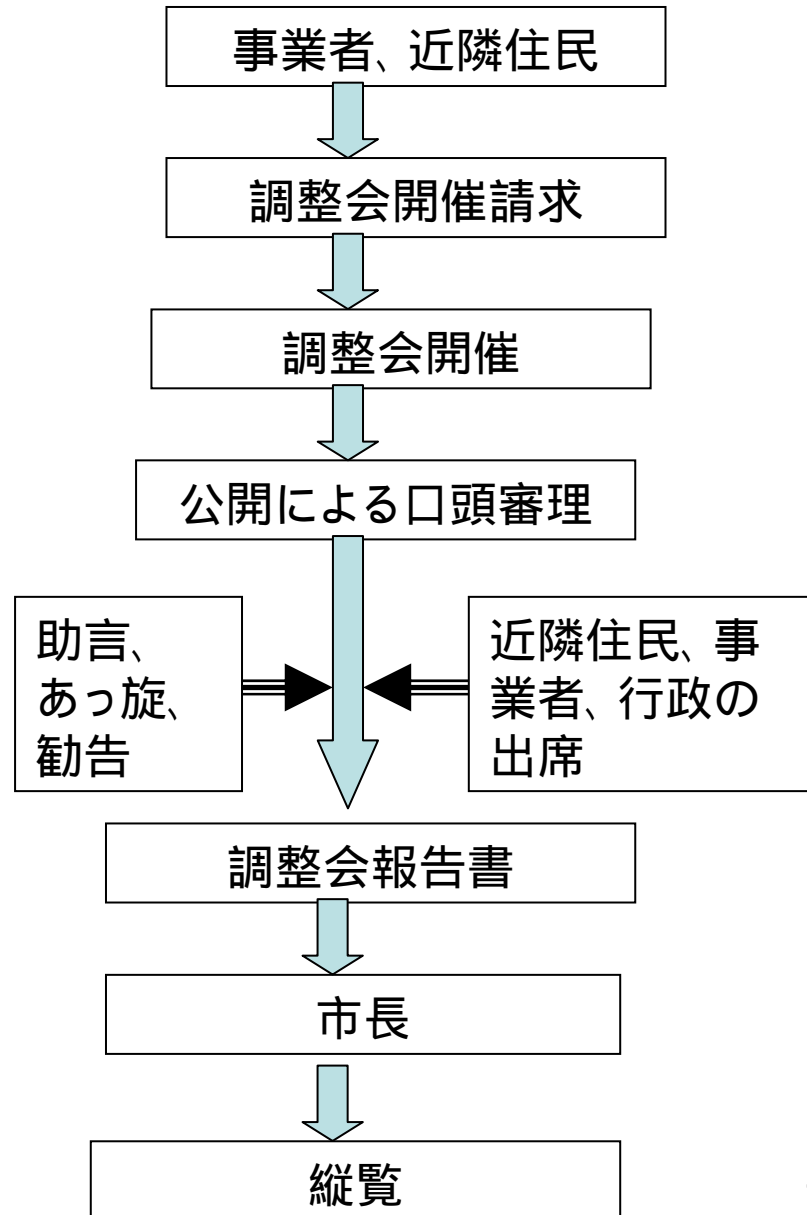
5 近隣住民、事業者及び市長は、調整会の審理に協力するとともに、調整会の勧告を尊重しなければならない。

6 前各項に定めるもののほか、調整会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(調整会報告書)

第43条 調整会は、調整会の終了の後、調整会の議事の要旨、関係人の合意事項、調整会の意見又は勧告、その他必要な事項を記載した報告書(以下「調整会報告書」という。)を作成し、市長に提出するものとする。

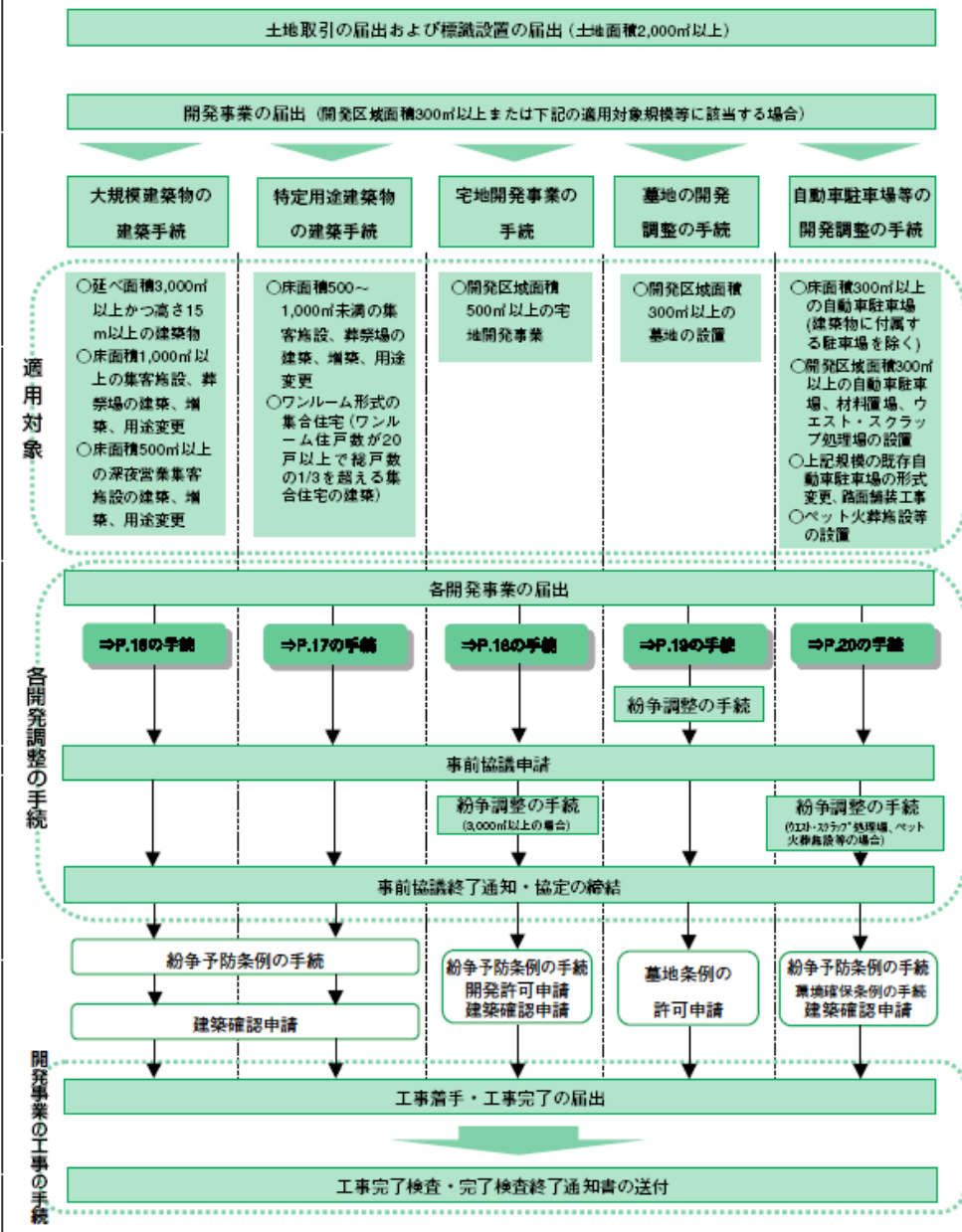
2 市長は、調整会報告書が提出されたときは、その旨を公告し、規則で定めるところにより、調整会報告書を縦覧に供しなければならない。



11、開発や建築等の届出協議の流れ(練馬区)

●全体的な手続の流れ

：まちづくり条例の手続

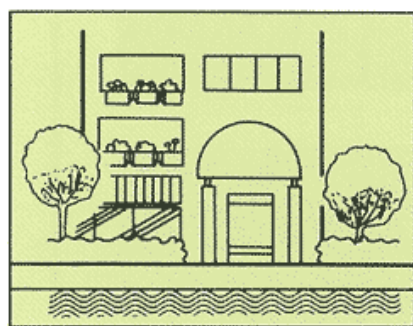
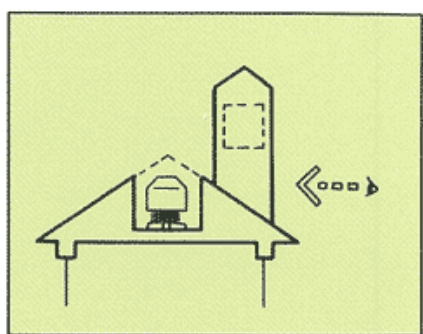
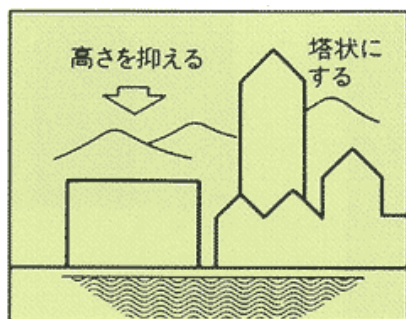
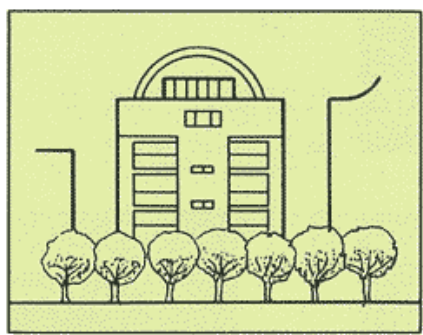


12、デザインガイドライン 広島市(リバーフロント地区)

リバーフロント地区の紹介

背景

- ・近年の地価下落等の影響 手頃な価格でマンション購入が可能
- ・100㎡以上の広さの永住指向型のマンションが人気
- ・広島市の都心部(県庁、市民病院、県立美術館、高等裁判所のエリア)に相次いで建設



真鶴町まちづくり条例

美の8原則 69の美の基準

1. 場所	聖なる所、斜面地、豊かな植生 敷地の修復、眺める場所、 生きている屋外、静かな背戸、 海と触れる場所	5. 材 料	自然な材料 地の生む材料 生きている材料
2. 格づけ	海の仕事山の仕事、転換場所 見通し、建物の縁、大きな門口 壁の感触、母屋、柱の雰囲気 門・玄関、柱と窓の大きさ	6. 装飾と 芸術	装飾、 森、海、大地、生活の印象 軒先、軒裏、屋根飾り ほぼ中心の焦点、歩く目標
3. 尺 度	斜面に沿う形、部材の接点 見つけの高さ、終わりの所 窓の組み子、跡地とのつながり 段階的な外部の大きさ、重なる細部	7. コミュニティ	世帯の混合、ふだんの緑 人の気配、店先学校 街路を見下ろすテラス さわれる花、お年寄り 外廊、小さな人だまり 子どもの家、街路に向かう窓
4. 調 和	舞い降りる屋根 日の恵 木々の印象 覆う緑 守りの屋根 北側 地場植物 大きなバルコニー 実のなる木 ふさわしい色 少し見える庭 青空階段 格子棚の植物 ほどよい駐車場	8. 眺 め	まつり、夜光虫、できごと 眺め、賑わい、いびき 懐かしい町並

キーワード	前提条件
<p>○静かな背戸</p>	<p><u>真鶴のイメージを一層引き立てているもののひとつに、静寂な場所「静かな背戸」がある。</u> 細い裏道でつながれた山際の背戸は、とても静かに人を迎えてくれる。また斜面の起伏に沿ったり、よぎったりするこの背戸は、微妙な光や風景を演出してくれる。賑わいの中や、人だらけの喧噪の中で働く者にとって自然な状況で静かに散策できる場所は魅力的である。</p>

●静かな背戸 曲がりくねった細道は陽光が降り注ぎ、とても静かである。

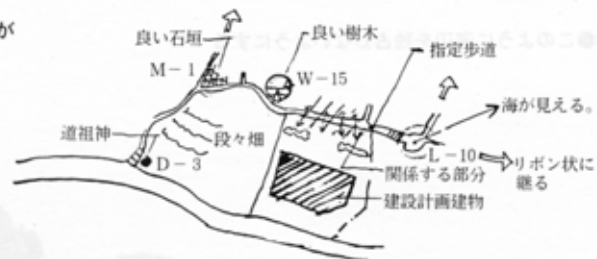


●静かな背戸 所処で森のプロセニア越しに青い海が見える。



解決法	課題
<p>賑わいを演出した建物に背後には、騒音から逃れた『静かな背戸』を用意すること。 既存の小さな裏道を大切に扱うこと。 『静かな背戸』は優しい光が降り注ぎ、騒音から壁や距離や建物で守られるよう、<u>見通し、風景、自然の生態系</u>等を保全し、それらが活づくよう演出すること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●静かな背戸のネットワークづくり ●静かな背戸写真集づくり

●計画敷地と『静かな背戸』が関係する部分



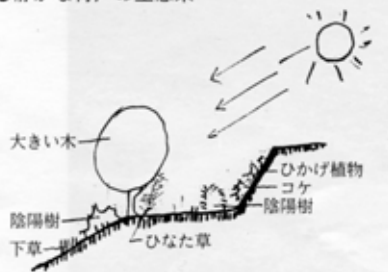
●大切なものを大切に



●きめ細かく



●静かな背戸の生態系

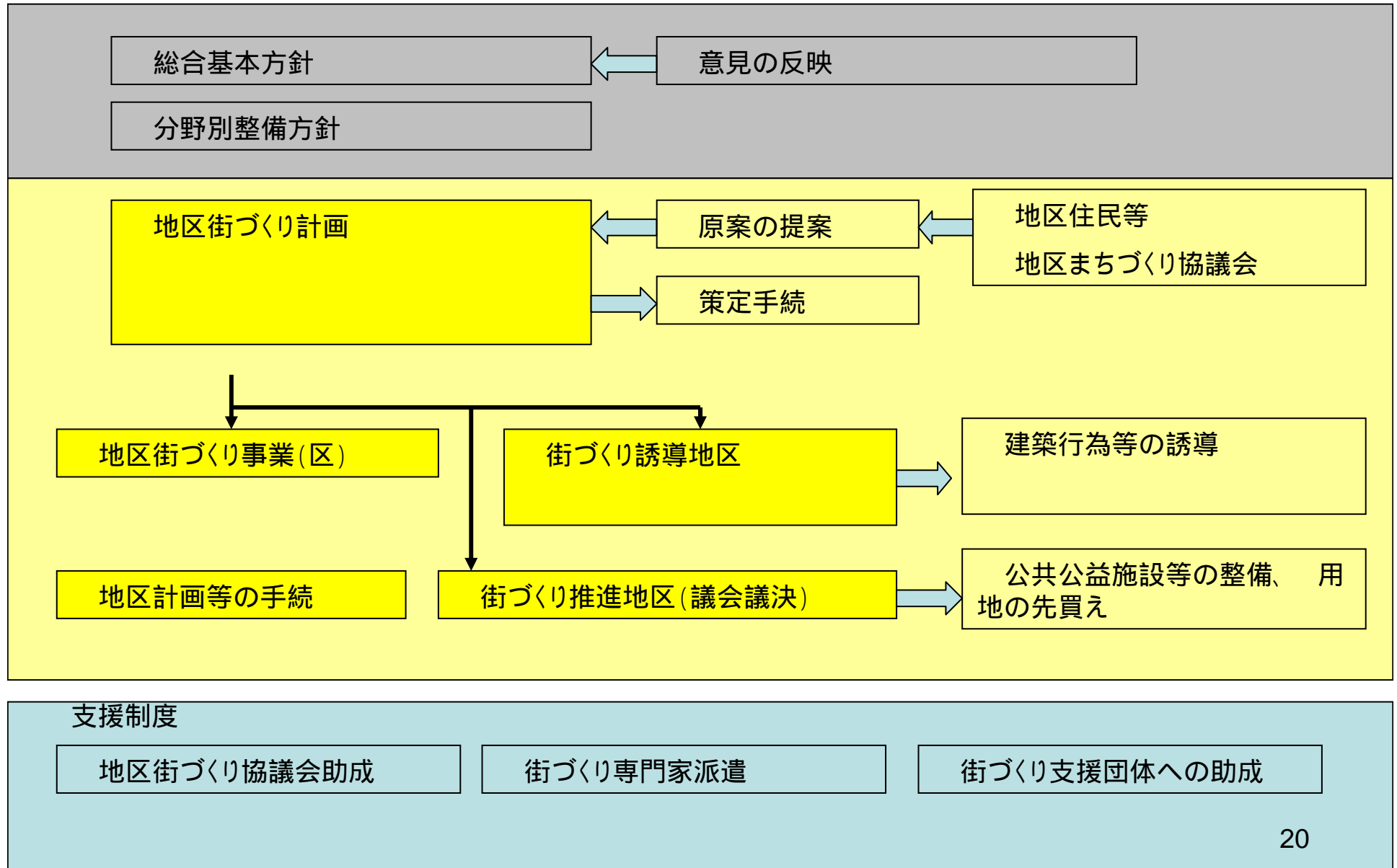


●美しいものに敏感であれ



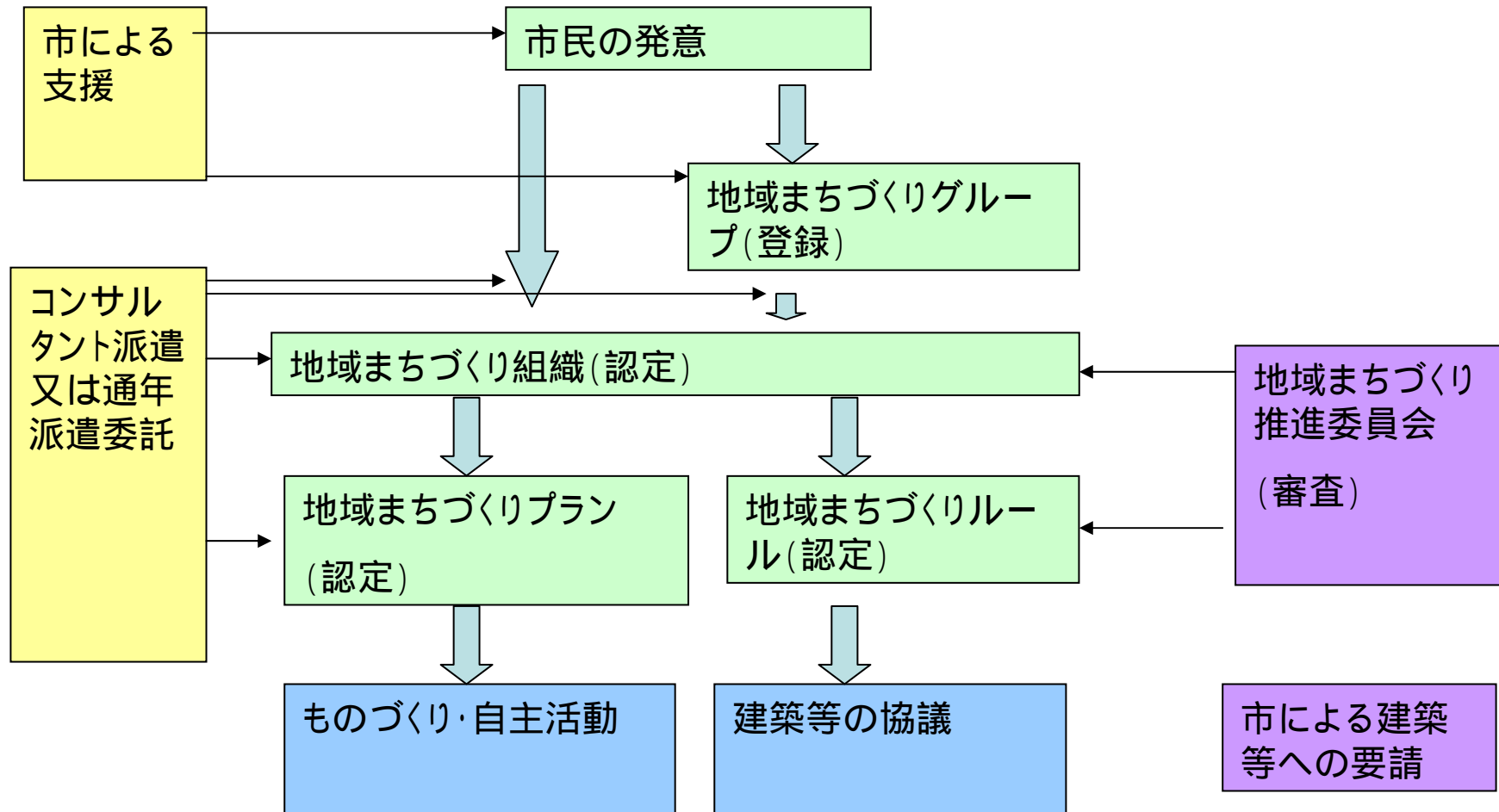
13、地区まちづくり 世田谷区まちづくり条例

世田谷区まちづくり条例のシステム

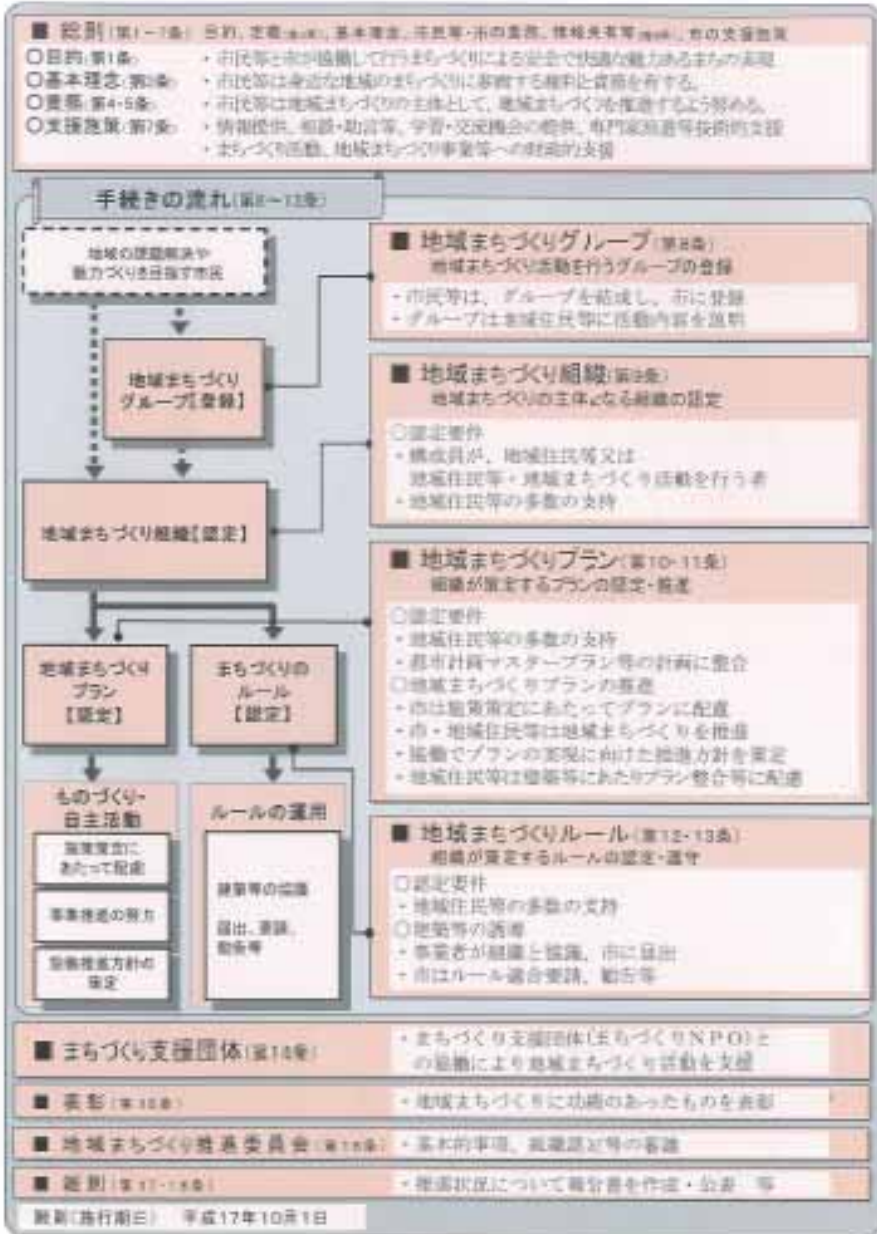


横浜市地域まちづくり条例

横浜市地区まちづくりのシステム



横浜市地域まちづくり推進条例の概要



様々なまちづくり提案制度 練馬区まちづくり条例

提案制度一覧

	法定都市計画提案制度 ⇒P.7	都市計画に関するまちづくり 提案制度 ⇒P.8	地区計画等の住民原案申出制 度 ⇒P.9	総合型地区まちづくり計画 ⇒P.10	施設管理型地区まちづくり計 画 ⇒P.11	テーマ型まちづくり提案 ⇒P.12
提案（計画）の内容	都市計画の決定・変更	都市計画の決定・変更に係る案	地区計画等の原案	土地利用に関する基準等	施設の管理、利用に関する事項	まちづくりの分野におけるみどり保全などのテーマ
提案できる者	土地所有者等	●	●			
	まちづくりNPO法人	●	●			
	公益法人	●※3	●	●		
	総合型地区まちづくり協議会	●※1	●※1	●※2	●	
	施設管理型地区まちづくり協議会	●※1	●※1		●	
	テーマ型まちづくり協議会	●※1	●※1			●
	東京商工会議所の練馬支部	●	●	●※2		
	東京あおば農業協同組合	●	●	●※2		
商店街振興組合	●	●	●※2			
町会・自治会・商店会	●※1	●※1	●※2			
面積要件等	3000㎡以上の一団の土地	3000㎡以上の一団の土地	—	道路・河川等で区分される一定のまとまった土地またはおおむね3000㎡以上の一定のまとまった土地	—	—
土地所有者等の同意要件	土地所有者等の2/3（人数および地積）以上	—	—	土地所有者等の1/2（人数および地積）以上	施設の管理者および土地所有者等の同意	—
説明会の開催	●	●	●	●	●	●
説明および意見聴取	●	●	●	●	●	●
提案・申出に先立つ届出	—	●	●	—	—	●
提案に必要な主な図書	提案書 計画案（位置図、区域図、計画書） 計画図（1/2500地形図） 土地所有者等および同意状況一覧表（同意書） 土地・建物の登記事項証明書等 説明・意見聴取の経緯に関する書類 環境への検討に関する書類	提案書 計画案（位置図、区域図、計画書） 計画図（1/2500地形図） 土地所有者等および意見聴取状況一覧表 土地・建物の登記事項証明書等 説明・意見聴取の経緯に関する書類 環境への検討に関する書類	申出書 計画案（位置図、区域図、計画書） 計画図（1/2500地形図） 土地所有者等および意見聴取状況一覧表 土地・建物の登記事項証明書等 説明・意見聴取の経緯に関する書類 環境への検討に関する書類	提案書 計画案（位置図、区域図、計画書） 計画図（1/2500地形図） 土地所有者等および同意状況一覧表（同意書） 土地・建物の登記事項証明書等 説明・意見聴取の経緯に関する書類 環境への検討に関する書類	提案書 計画案（位置図、区域図、計画書） 管理者および土地所有者等の同意書 説明・意見聴取の経緯に関する書類 管理運営に係る関係機関・団体との協議に関する書類	提案書 計画案（計画書、必要に応じて位置図および区域図） 説明・意見聴取の経緯に関する書類 テーマに係る関係機関・団体との協議に関する書類
審査基準 （法令の規定に基づく都市計画の基準に付加するもの）	<ol style="list-style-type: none"> 1 条例第4条1項に規定するまちづくりの計画に即していること 2 提案内容について合理的な根拠があること 3 提案に係る区域について合理的な根拠があること 4 提案に係る区域および当該区域の周辺の住民等に対して説明会を行い、十分な意見聴取を行っていること 5 提案に係る区域の周辺環境等に配慮していること 6 提案の内容が関係する条例、規則等に即していること（東京都が定めるものを含む） 7 提案の内容に関する計画、方針等に即していること 8 その他区長が必要と認める基準に即していること 					
議会の意見聴取	●	●	—	—	—	—
再審査手続	●	●	●	—	—	—
支援	専門家の派遣 情報の提供 その他	専門家の派遣 情報の提供 その他	専門家の派遣 情報の提供 その他	専門家の派遣 情報の提供 活動費の助成 その他	専門家の派遣 情報の提供 活動費の助成 その他	専門家の派遣 情報の提供 活動費の助成 その他

※1：提案できる都市計画の種類・範囲に条件あり。 ※2：団体が申し出るための条件あり。 ※3：公益法人のほか都市計画法に規定する団体を含む。